**※ 登録証の返納に関する手続き** 　　　提出部数：各１部（郵送可）

北海道の登録電気工事業者は、その登録証の効力を失ったときは、返納しなければなりません。

●提出期限：登録が失効した日から３０日以内

●郵送及び連絡先：

〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

●返納に必要な書類

　１　交付されている登録証